

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

訓令
秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一九・人事課)……………1

訓 令

秋田県訓令第十九号

庁中一般
各地方機関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表第五衛生科学研究所の項」を「別表第四衛生科学研究所の項」に、「別表第五地域振興局の項」を「別表第四地域振興局の項」に改める。

第四条第二項を削り、同条第三項中「秋田県立大学、秋田県立大学短期大学部」を「県立大学」に、「第一項」を「前項」に、「別表第五」を「別表第四」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 地域振興局長は、前項に定めるもののほか、別表第五に定める事項を専決するものとする。

第七条の三第一項中「秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学部」を「県立大学」に改める。

第十条第一項の表地方機関の項第三号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同項

第四号中「秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学部」を「県立大学」に改める。

別表第二副知事専決事項の欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 理事及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第二部長専決事項の欄第十七号中「企業専門監」の次に、「企業誘致専門監」を加え、「同じ」を「次長等」というに改め、同欄第十八号及び第十九号中「次長、局長、課長及び室長」を「次長等」と改め、同欄第二十号中「次長、局長、課長及び室長の時間外勤務、休日勤務」を「次長等の宿日直勤務」と改め、同欄第二十三号を第二十四号とし、同欄第二十一号中「次長、局長、課長及び室長」を「次長等」と改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十二号中「次長、局長、課長、室長及び県外の地方機関の長」を「次長等」と改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄第二十号の次に次の一号を加える。

21 次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第二課長・室長専決事項の欄中第二十八号を第二十九号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十二号中「扶養親族の認定並びに住居変更、」及び「及び単身赴任手続」を並び、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

19 班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第二班長専決事項の欄に次の一号を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第二の備考一中「課長・室長専決事項欄第22号、第23号及び第25号から第27号」を「課長・室長専決事項欄第23号、第24号及び第26号から第28号」と改め、同条の備考二中「第22号」を「第23号」と改める。

別表第三第一号の表所長専決事項の欄第九号及び第十号を次のように改める。

9 職員(所長を含む。第15号を除き、以下この欄において同じ。)の海外出張及び復命に関する事。

10 職員(班長以外の班の職員を除く。)の出張及び復命に関する事。

別表第三第一号の表所長専決事項の欄第十一号中「次長及び班長以外」を「班長以外の班」と改め、同欄第十二号中「次長及び班長」を「職員(班長以外の班の職員を除く。)」と改め、同欄第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号を

びや一 equal 警ご下け、回覧係十六 equal 中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当、」を認め、回 equal 回覧係十七 equal ヲ、回覧係十五 equal を十六 equal ヲ、係十四 equal を十五 equal ヲ、係十三 equal を十四 equal ヲ、係十二 equal の次の一 equal を加える。

13 職員（班長以外の班の職員を除く。）の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係三 equal の表班専決事項の欄に次の一 equal を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係三 equal の表班専決事項の欄に次の一 equal を加える。

9 職員（所長を含む。第15号を除き、以下この欄において同じ。）の海外出張及び復命に関する事。

10 所長、副所長、次長、企画監及び内部組織の長（以下この欄において「所長等」という。）の出張及び復命に関する事。

回覧係三 equal の表班専決事項の欄に十一 equal 及び係十二 equal 中「副所長、次長、企画監及び内部組織の長、」を「所長等」とする、回覧係十一 equal を係十二 equal 「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当、」を認め、回 equal 回覧係十七 equal ヲ、回覧係十五 equal を十六 equal ヲ、係十四 equal を十五 equal ヲ、係十三 equal を十四 equal ヲ、係十二 equal の次の一 equal を加える。

13 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係三 equal の表班を置くに際し、専決事項の欄に係八 equal を係九 equal ヲ、係十 equal の次の一 equal を加える。

8 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係三 equal の表班を置くに際し、専決事項の欄に係八 equal を係九 equal ヲ、係十 equal の次の一 equal を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係三 equal の表班専決事項の欄に次の一 equal を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係四 equal を加える。

回覧係五 equal 地域振興局長専決事項の欄に「部の長、」を「地域振興局長、部の

長、」を「部長等、」を「地域振興局長等」と改め、回覧係十 equal 及び係十一 equal 中「部長等、」を「地域振興局長等」と改め、回覧係十二 equal 中「部長等の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び、」を「地域振興局長等の、」と改め、回覧係十八 equal を係十九 equal ヲ、係十七 equal を係十八 equal ヲ、回覧係十六 equal 中「部長等、」を「地域振興局長等」と改め、回 equal 回覧係十七 equal ヲ、回覧係十五 equal 中「部長等、」を「地域振興局長等」と改め、回 equal 回覧係十六 equal ヲ、回覧係十四 equal を回覧係十五 equal ヲ、回覧係十三 equal 中「部長等、」を「地域振興局長等」と改め、回 equal 回覧係十四 equal ヲ、回覧係十二 equal の次の一 equal を加える。

13 地域振興局長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係五 equal 地域振興局長専決事項の欄に「時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び、」を認め、回覧係二十 equal を係二十一 equal ヲ、係十六 equal を係十七 equal ヲ、係十五 equal を係十六 equal ヲ、回覧係十四 equal を係十五 equal ヲ、回覧係十三 equal を係十四 equal ヲ、回覧係十二 equal の次の一 equal を加える。

13 所属の課長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係五 equal 地域振興局長専決事項の欄に「課長等、」を「次長等」と改め、回覧係十一 equal 中「課長等、」を「次長等」と改め、回覧係十一 equal 中「課長等の時間外勤務、休日勤務、」を「次長等の、」と改め、回覧係十六 equal を係十七 equal ヲ、係十三 equal を係十四 equal ヲ、係十二 equal の次の一 equal を加える。

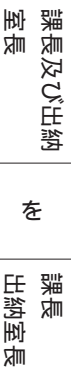
13 所属の次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

回覧係五 equal 地域振興局長専決事項の欄に「大館地区総合事務所長及び仙北平野農村整備事務所長	と改め、	回覧係五 equal 地域振興局長専決事項の欄に「大館地区総合事務所長及び仙北平野農村整備事務所長
---	------	---

十四 equal を係十五 equal ヲ、係十三 equal を係十四 equal ヲ、係十二 equal の次の一 equal を加える。

13 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

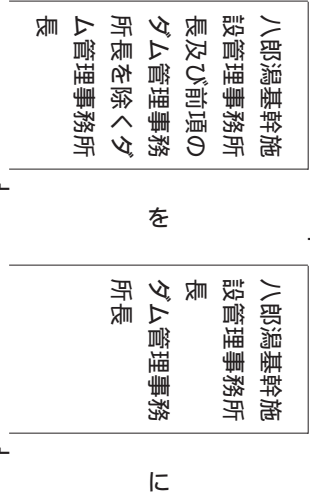
別表第五地域振興局課長及び出納室長の項中



に改め、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

8 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五地域振興局秋形・森吉ダム管理事務所長及び素波里・水沢ダム管理事務所長の項を削り、同表地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所長及び前項のダム管理事務所



所長を除くダム管理事務所長の項中

改め、別表第九号中「休暇及び職務免除」を「年次休暇」と改め、別表中第十一号を第十二号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

11 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五地域振興局出張所長の項第五号を次のように改める。

5 所掌事務に係る前各号に類する事項

別表第五地域振興局出張所長の項第六号及び第七号を削り、同表地域振興局出張所の項に次の一号を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五地域振興局出張所長及び出張所長の項中「秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学部」を「県立大学」と改め、同表出張所長及び出張所長の項中「次号から第八号まで」を「以下この項」に改め、同項中第十一号を削り、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 システム科学技術学部長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定並びに事務局長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定(秋田県立大学に係るものに限る。)に関する事。

別表第五号中「秋田県立大学環境工学部部長の項第十一号」を「次号から第八号まで」を「以下この項」と改め、別表中第十一号を削り、別表第六号中「事務局長」を「短期大学部長の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認」と改め、「及び短期大学部長の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認」と改め、同項を削り、別表第七号中「事務局長」を「短期大学部長の事務引継及び事務局長」と改め、「及び短期大学部長の事務引継」と改め、同項を削り、別表第八号中「事務局長」を「第五号の次に次の一号を加える。」

6 短期大学部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定並びに事務局長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定(秋田県立大学短期大学部に係るものに限る。)に関する事。

別表第五号中「システム科学技術学部長及び環境工学部部長の項」を「システム科学技術学部長及び環境工学部部長の項」と改め、「秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学の項」を「県立大学の項」と改め、別表中第八号を削り、第七号を削り、第六号の次に次の一号を加える。

7 所属の学部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五号中「秋田県立大学短期大学部長の項」を「第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。」

7 所属の学部長及び附属農場長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五号中「秋田県立大学総合社会教育研究センター長及び地域共同研究センター長の項」を「第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。」

7 所属の教員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五号中「学芸員及び附属農場長の項」に次の一号を加える。

4 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五号中「木材材高度加工研究所」の項中「時間外勤務、休日勤務、休日直勤務及び」を削り、同項中第二十五号を削り、第二十六号を削り、第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項中第十七号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」

及び「及び単身赴任手当」を削り、回印を回項第十八号とし、回項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一印を加える。

15 所属の教員及び総務管理課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五県立大学事務回覧の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一印を加える。

4 事務回次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五県立大学事務回次長の項中第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号並びに一印を削り、回項第十六号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を削り、回印を回項第十七号とし、回項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一印を加える。

14 総務課長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五県立大学本荘事務室長・大館事務室長の項中第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号並びに一印を削り、回項第十六号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を削り、回印を回項第十七号とし、回項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一印を加える。

14 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五県立大学総務課長・教務学生課長の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一印を加える。

8 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五県立大学地域共同研究センター産図図書・情報センター長・総務管理課長の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一印を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五県立大学班長の項に次の一印を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五衛生学研究所の項中「第11号、第13号、第15号及び第18号」を「第15号を除き、以下この項」に改め、回項第十号中「班長」の次に（以下この項において「所長等」という。）を加え、回項第十一号中「部長及び班長」を「所

長等」に改め、回項第十一号中「所長、部長及び班長」を「所長等」に改め、回項中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号並びに一印を削り、回項第十六号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を削り、回印を回項第十七号とし、回項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一印を加える。

13 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五衛生学研究所部長の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一印を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五衛生学研究所班長の項に次の一印を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合食品研究所の項中第十号を第十一号とし、第九号から第十号並びに一印を削り、回項第九号の次に次の一印を加える。

5 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合食品研究所次第の項中第十一号中「時間外勤務、休日勤務及び」を削り、回項第十一号中「前各号」を「所掌事務に係る前各号」に改め、回印を回項第十一号とし、回項中第九号を第十号とし、第十号から第十二号並びに一印を削り、回項第十五号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を削り、回印を回項第十六号とし、回項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一印を加える。

13 総務管理課長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合食品研究所食品加工研究所長・醸造試験場長の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一印を加える。

12 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合食品研究所総務管理課長の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一印を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五産業技術総合研究所センター所長の項中第十号を第十一号とし、第五号から

第九号および一呼ちの繰り上げ、第四号の次に次の一呼を加える。

5 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五種業技術総合研究センター総務企画部課の項中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一呼ちの繰り上げ、回項第十五号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を並び、回呼を回項第十六号とし、回項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十一号の次に次の一呼を加える。

13 所長等以外の職員（班長以外の班の職員を除く。）の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の指定に関すること。

別表第五種業技術総合研究センター班長の項に次の一呼を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五種業技術総合研究センター（事務局長及び班長の専決に係る事項を除く。次号、第6号及び第8号において同じ。）を並び、回項第十号中「第12号及び第14号から第16号まで」を「以下この項」に改め、回項第十三号中「時間外勤務、休日勤務及び」を並び、回項中第十八号を第十七号とし、第十四号から第十七号までを一呼ちの繰り上げ、第十三号の次に次の一呼を加える。

14 園長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五大平療育園事務局長の項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一呼ちの繰り上げ、回項第九号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を並び、回呼を回項第十号とし、回項第八号の次に次の一呼を加える。

9 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五大平療育園園長総務課課長の項に次の一呼を加える。

4 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五大平療育園班長の項に次の一呼を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五脳血管研究センター所長の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一呼ちの繰り上げ、第四号の次に次の一呼を加える。

5 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に

関すること。

別表第五脳血管研究センター事務部長の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十一号の次に次の一呼を加える。

13 事務部次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五脳血管研究センター研究部長病院長の項中第十一号中「時間外勤務、休日勤務、」を並び、回項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、回項第十三号中「除外」を「所外」に改め、回呼を回項第十四号とし、回項第十二号の次に次の一呼を加える。

13 所属の部長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五脳血管研究センター事務部次長の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一呼ちの繰り上げ、回項第十号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を並び、回呼を回項第十一号とし、回項第九号の次に次の一呼を加える。

10 事務部の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五脳血管研究センター部長総務課課長の項に次の一呼を加える。

4 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五脳血管研究センター班長の項に次の一呼を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五リハビリテーションセンター所長の項中第八号を第九号とし、第七号から第九号までを一呼ちの繰り上げ、第四号の次に次の一呼を加える。

5 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五リハビリテーションセンター精神医療センター事務部長の項中第十三号を第十四号とし、第十七号から第二十二号までを一呼ちの繰り上げ、回項第十六号中「扶養親族の認定並びに住居手当、」及び「及び単身赴任手当」を並び、回呼を回項第十七号とし、回項第十五号の次に次の一呼を加える。

16 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

別表第五リハビリテーションセンター精神医療センター医療部長の項中第十一号中「時間外勤務、休日勤務、」を並び、回項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし

7 第13号を第14号とし、第11号の次に次の一号を加える。

13 所属の科長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五五リハビリテーション・精神医療センターを第10号を第11号の次に次の一号を加える。

4 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五五リハビリテーション・精神医療センター班長の項に次の一号を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五衛生看護学専攻の項を第10号、第11号、第13号、第15号及び第18号、第15号を除き、以下の項に改め、回表第11号を「時間外勤務、休日勤務、休日直勤務及び」、を第12号、回表第11号を第12号とし、第13号を第14号とし、第14号を第15号とし、第15号を第16号とし、第16号を第17号とし、第17号を第18号とし、及び「及び単身赴任手当」を第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の次に次の一号を加える。

13 学院院长等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五衛生看護学専攻事務長の項を第10号、第11号、第13号、第15号及び第18号に改め、回表を回表第9号とし、回表第7号の次に次の一号を加える。

8 副学院院长及び教務部の職員以外の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五衛生看護学専攻教務部長の項を第10号を第11号とし、第11号の次に次の一号を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合生活文化会館館長の項を第10号、第14号、第15号に改め、回表第11号を第12号とし、第13号を第14号とし、第14号を第15号とし、第15号を第16号とし、第16号を第17号とし、第17号を第18号とし、及び「及び単身赴任手当」を第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の次に次の一号を加える。

14 館長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合生活文化会館生活センター所長の項を第14号を第15号とし、第10

11号を第14号とし、第11号を第12号とし、第11号の次に次の一号を加える。

12 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五総合生活文化会館班長の項に次の一号を加える。

8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。

別表第五を別表第14号とし、回表の次に次の一表を加える。

別表第5

地域振興局長の専決事項（第4条関係）

地 域 振 興 局 長 専 決 事 項

- 1 所管区域内の行政の総合調整及び運営の方針の確立に関する事。
- 2 所管区域内の地方機関の連絡調整に関する事。
- 3 所管区域内の地方機関の職員の福利厚生計画の実施に関する事。

附 則
この訓令は、平成十七年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄